

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 平成30年8月22日(水曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時18分 散会

付託事件

- (1) 平成29年請願第1号, 平成29年請願第3号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 請願審査

- ① 平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願
- ② 平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願

(2) 報告事項

(第3回定例会提出予定案件)

- ① (仮称)水戸市保健所整備工事について (保健所準備課)
- ② 水戸市戦没者追悼式について (福祉総務課)

(3) その他

2 出席委員(6名)

委員長	高倉富士男君	副委員長	綿引健君
委員	田中真己君	委員	小泉康二君
委員	木本信太郎君	委員	袴塚孝雄君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(2名)

議長	田口米蔵君	議員	五十嵐博君
----	-------	----	-------

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長 兼福祉事務所 長	大曾根明子君	福祉事務所 参事兼 福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所 参事兼 子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部 参事兼 国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君

高齢福祉課長	野	口	奈津子	君	介護保険課長	荻	沼	学	君
保健センター長 所	小	林	かおり	君	保健所準備長 課	小	林	秀一郎	君
消 防 長	根	本	一 夫	君	消 防 次 長	石	川	隆	君
消 防 次 長 兼 北 消 防 署 長	小	泉	直 紀	君	消 防 本 部 参 事	鈴	木	豊	君
消 防 本 部 参 事	小	川	喜 実	君	南 消 防 署 長	大	越	唯 行	君
消 防 総 務 課 長	勝	村	俊 則	君	火 災 予 防 課 長	大	内	康 弘	君
消 防 救 助 課 長	箕	輪	重 美	君	救 急 課 長	石	田	宏 一	君
教 育 長	本	多	清 峰	君	教 育 部 長	増	子	孝 伸	君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事	川	俣	智	君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 教 育 企 画 課 長	三	宅	修	君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 幼 児 教 育 課 長	鈴	木	功	君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 参 事 兼 内 原 中 央 公 民 館 長	五	上	義 隆	君
総 合 教 育 研 究 所	萩	谷	孝 男	君	学 校 管 理 課 長	鎮	目	英 俊	君
学 校 保 健 給 食 課	大	和	敦 子	君	学 校 施 設 課 長	埴		敏 之	君
生 涯 学 習 課 長	大	澤	秀 樹	君	歴 史 文 化 財 課	白	石	嘉 亮	君
中 央 図 書 館 長	松	本	崇	君	総 合 教 育 研 究 所 副 所 長	小	川	佐 栄 子	君

6 事務局職員出席者

書 記	嘉	成	将 大	君	書 記	矢	吹	友 鏡	君
-----	---	---	-----	---	-----	---	---	-----	---

午前10時 1分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、請願審査を行います。

平成29年請願第1号 障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

それでは、本請願につきまして御意見等がございましたら発言をお願いします。

○田中委員 障害者のためのグループホームや入所施設の拡充、それから地域生活拠点を国の責任で整備すると。また関係予算の増額という項目でありまして、いずれも趣旨に賛成し、採択を求めたいと思っておりますが、特に今回、これまでも申し上げてきましたけれども、市内でも主要な入所施設の一つである県立あすなろの郷については、待機者が140人ということで、水戸市内の方もそのうち90人含まれているということではありますが、県が老朽化した施設を整備、更新する場合に、定員も大幅にふやしてほしいと思えますけれども、いずれにしても、高齢になった親が障害を持つお子さんを見ている方が非常にふえているという実態が深刻になっていると思っております。

あわせて、この関係予算の増額についてですけれども、毎年国の予算はふえていると言っても、GDP比で見ますと日本の場合、ドイツの3分の1、スウェーデンの4分の1というふうに非常に低い水準にとどまっておりますので、その点もぜひ国に大幅増額をしていただきたいということでもありますので、ぜひ賛成し、採択を求めたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 障害者の暮らしの場を守ることについてはですね、私も大いに賛成をしたいなと思っております。ただ、県の施策の中で障害者施設をどうするのかというような考え方で検討されている。または民間委託等の考え方もある。そういった中で、今、田中委員さんからもお話が出ましたように、この入所者の数の問題ですね、待機者数をどのように改善していくのか。こういったことが大きな課題だと思っております。本市においても1カ所がオープンしたということもございますので、もうちょっとその経緯を見ながら、本当に障害者の皆さん方が安心して暮らせる場づくりを当委員会としても少し時間をかけて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、今回は継続審査ということをお願いできればと思っております。

○高倉委員長 それでは、ただいまの平成29年請願第1号につきましては、継続審査とすることではいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成29年請願第1号についての審査を終了いたします。

次に、平成29年請願第3号 国の責任で「若い人も高齢者も安心できる」年金制度を求める請願を議題

といたします。

それでは、本請願につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

田中委員。

○田中委員 本請願についてもずっと賛成の立場で意見を申し上げてきましたけれども、隔月支給を毎月支給化とかですね、支給開始年齢の引き上げをやめるというような趣旨であります。日本の場合は隔月支給なんですけれども、ヨーロッパ諸国は毎月支給が当たり前になっているということが1つ言えると思います。それから、支給開始年齢引き上げについては、今2018年ですから、あと7年ですか。65歳まで年金がもらえなくなるんですけど、その前倒しが検討されているということで、70歳までもらえない可能性も出てくるというふうな状況ですので、ただでさえ少ない年金の底上げがないとですね、国民の不安は解消されませんし、また、掛金を払わないという空洞化に歯どめがかからないというふうに思いますので、そういう点で全体として年金制度の改善、充実に待ったなしだと思いますので、ぜひ賛成をし、採択を求めたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 この年金制度につきましては、まさに田中委員が今おっしゃったようなことが言われるわけにありますけれども、一方では安定的に、そして国民の生活を、また命を守ると、こういうふうな制度の確立が求められ、国保においては県が主体となって運営をしていくというようなことになったところがございます。この年金制度につきましても、今の年齢の引き上げとかですね、そういうことが言われているわけにありますけれども、一方では定年の延長の中で対応する。こういうことも一方では言われているわけがございます。国の動向、そして我々がいかに高齢者も、それから若い方々も安心して年金が受給できる、こういった場をどのようにつくっていくかということについて我々ももう少しですね、慎重に検討しながら前向きに進めていかなければならないと、このような課題だというふうに思っています。特に隔月の支給制度を毎月に変えるということ、それから、支給開始年齢については今申し上げたとおりでございますので、そういったことについて国の動向もございませうから、そういった動向を見きわめながら、この願意に沿えるように検討していきたいと、このような気持ちでおりますが、今回のところは継続審査ということでお願いできればと思っております。

○高倉委員長 それでは、ただいま御意見がございました平成29年請願第3号につきましては、継続審査とすることでいかがでございませうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 御異議なしと認め、継続審査といたします。

以上で、平成29年請願第3号についての審査を終了いたします。

なお、ただいま継続審査とすることにいたしました請願につきましては、当委員会より議長に対しまして閉会中継続審査の申し出を行うこととなりますので、御了承を願います。

以上で、請願審査を終わります。

次に、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項は2件でございますが、(1)につきましては、第3回定例会に提出が予定されている案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは、(仮称)水戸市保健所整備工事について、執行部から説明を願います。

小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 それでは、説明させていただきます。

(仮称)水戸市保健所整備工事につきましては、本委員会に水戸市保健所施設整備計画や基本計画を御説明させていただき、御意見等をいただきながら進めてきたところでございます。今回は今議会終了後に着手する3つの工事につきまして、お手元の保健福祉部保健所準備課提出の資料により概要等について御説明させていただきます。

初めに、1の(仮称)水戸市保健所施設概要といたしまして、(1)工事場所は、水戸市笠原町993番地の13でございます。

(2)建物概要は、既存棟が鉄筋コンクリートづくり、地上3階建て、延べ面積が3,189.52平方メートル。増築棟が鉄骨造、地上3階建て、延べ面積が1,923.49平方メートルでございます。

次に、2の工事契約概要といたしまして、(1)(仮称)水戸市保健所整備建築工事につきましては、ア、工事概要は建築工事1式、外構工事1式。

イ、契約金額は8億7,480万円を予定しております。

ウ、契約の相手方につきましては、昭和・鈴木良・田村特定建設工事共同企業体。代表者は、水戸市千波町1905番地、昭和建設株式会社、代表取締役、小松原仁でございます。

代表者のほかの構成員につきましては、資料記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。構成員の構成比率につきましては、代表者が50%、構成員は上から30%、20%となっております。

続いて、(2)(仮称)水戸市保健所整備電気設備工事につきましては、ア、工事概要は電気設備工事1式、イ、契約金額は2億3,544万円を予定しております。

ページを返していただきまして、2ページ、ウ、契約の相手方につきましては、泰明・興和・川崎特定建設工事共同企業体。代表者は、水戸市酒門町5039番地の2、泰明電設株式会社、代表取締役、海老澤健でございます。

代表者のほかの構成員につきましては、資料記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。構成員の構成比率につきましては、代表者が60%、各構成員が20%ずつとなっております。

続きまして、(3)(仮称)水戸市保健所整備機械設備(空調)工事につきましては、ア、工事概要は機械設備(空調)工事1式、イ、契約金額は4億1,472万円を予定しております。

ウ、契約の相手方につきましては、第一熱学・サイワイ・太平空調特定建設工事共同企業体。代表者は、水戸市千波町2499番地の5、第一熱学建設株式会社、代表取締役、田山浩之でございます。

代表者のほかの構成員につきましては、資料記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。構成員の構成比率につきましては、代表者が60%、各構成員が20%ずつとなっております。

次に、3の添付資料でございますが、3ページに概略図、増築棟の立面図、4ページには既存棟の平面図、5ページには増築棟の平面図を添付しております。

3ページの概略図をごらんください。

今回の3つの工事につきましては、既存棟の改修、増築棟の建築、南側駐車場を中心とした外構工事となっております。

4ページをごらんください。

こちらは既存棟の平面図でございます。配置につきましては、基本設計で御説明したものとほぼ変わっていない状況でございます。

5ページをごらんください。

こちらは増築棟の平面図でございます。2階、3階の試験検査室につきましては、実施設計の段階で検査室に配置する機器類や検査を行う際の職員の動線等を配慮し、精査を行った配置となっております。1階の休日夜間緊急診療所につきましては、基本設計の後、医師会、歯科医師会、薬剤師会の先生方と意見交換を行うなどして、内科、小児科、外科の入り口と歯科の入り口をあけるなどの変更を行ってきたところでございます。

なお、工事スケジュールにつきましては、これまで説明させていただいたとおり、変更はございませんが、契約締結後の本年10月に増築棟の工事に着手いたしまして、平成30年4月から既存棟の工事を並行して行いながら、平成30年11月に増築棟の休日夜間緊急診療所の利用を開始し、平成32年2月に工事を完了する予定となっております。

続きまして、6ページ以降に一般競争入札調書を添付しております。このうち7ページの調書のうち、1番と3番の入札業者が失格となっておりますが、これは備考欄にございます失格基準価格の項目について下回る額の入札があったということで失格となっております。

その他の調書につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。3件の工事請負契約につきましては、平成30年第3回水戸市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

○高倉委員長 この際、御報告します。本日、カメラ撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

以上で、第3回定例会提出予定案件についての説明は終了いたしました。

この際、委員より資料請求がございましたら発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 ここに失格者が出ているわけでありましてけれども、それで失格基準価格が下に4項目ございますが、この4項目の中でどこに該当したのかわかるような書類があればですね、まずお願いしたい。

それから、もう一つは、医師会または歯科医師会等との意見懇談会をしております。当然ながら担当の方もおいでになって、いろんな意見をお聞きされていると思いますが、その建築上、排水とかね、要するに上に設備を――例えば機材ですから、恐らく備品は後でお買いになるんだと思っております。しかし、備品を設置する際に、当然ながら建築の中で排水口とか必要な工事もおこななければならないものもあるんで

はないかというように思っておりますが、その辺についてはどの程度まで意見を参考にしながら、この設計に至っているのか、こういうものがわかるものがあれば。というのは、わかりましたと、私たちが言ってしまうと、後でこうしてくださいよ、ああしてくださいという要望をしてもですね、それは排水の問題があっただめだとか、電気がだめなんだとか、配置の問題があるんだとかと、そういうことで逃げられてしまうんですよ。言葉悪く言えばですよ。ですから、そういうことだけはやっぱり防いで、これは市民の命を守る場所ですから、そういうことについてもしっかり私たちも論議をしていきたいと思っておりますので、そういうものが説明できる資料をできればお願いしたいと、このように思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願いします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 工事スケジュールと、あと開所までのスケジュール表みたいなものがもし出せるようであれば、お示しいただければと思います。よろしく願いいたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、ただいまの資料請求につきまして、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 それでは、次回の委員会に提出を願います。

それでは、次に、水戸市戦没者追悼式について、執行部から説明を願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、水戸市戦没者追悼式について、福祉総務課提出資料により説明させていただきます。

今年度の水戸市戦没者追悼式につきましては、10月2日火曜日、午後2時半から、茨城県立県民文化センター大ホールにおいて開催いたします。

開催の趣旨といたしまして、さきの大戦において犠牲となられた本市関係の方々を追悼するとともに、御遺族の御労苦に深い敬意を表し、市勢発展への決意を新たにするため、また、未来を担う若い世代に戦争の悲惨さを伝え、平和のとうとさを再認識していただくことを目的として実施するものでございます。

次に、式次第でございますが、未来を担う若い世代に戦争の悲惨さを伝え、平和のとうとさを再認識していただくことを目的としていることから、水戸市平和大使代表に昨年度から御参列いただいておりますが、今年から私たちの平和作文コンクール最優秀受賞作品の作文朗読を行う予定でございます。

また、指名献花では、各市中学校及び義務教育学校からそれぞれ生徒代表3年生3名に御参列をいただきまして、指名献花を行う予定となっております。そのために開始の時間を30分繰り下げてございます。委員の皆様にはお忙しいこととは存じますが、後日、御案内状をお送りいたしますので、御参列を賜りますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 この追悼式を機に戦争の悲惨さ、そしてあってはならない事故、こういったものについて再認識するということについては大変厳かでいい環境の中で子どもたちにできるのかな。

一方ですね、中学3年生だけが参加するということについてちょっと意見を申し上げさせていただきたいと思っています。平和行政というのは、中学3年生のときに代表が1回来ればいいという行政ではないと思うんですね。要は、できれば水戸市の子どもたちが全員この2時から3時ぐらいまでの間、これは過去の戦争の悲惨さや、そしてあってはならない、そういった方向、こういったものを見定める。特に今の政治の流れの中ではですね、そういったことが見え隠れする状況にもありますし、アジアの中の日本においては大変厳しい政治環境があるんだと。こういうふうなことの中で、この日本が、また水戸がこの平和教育をやっていくということについては、やっぱり1年生、2年生、3年生、少なくとも中学生の代表の方々が各学校から何人かずつお越しをいただいて、そして皆さんとともに、その時間、平和について語り集い合うと、こういうことも大事なんではないか。

今この遺族会も高齢化が進んでしまって、会場の後ろを見るとあいている状況が非常に多いわけですね。そういったところを埋めるという感覚ではなくて、そういうところを利用して、中学校の先生方にも御協力をいただいて、中学校の平和教育の中の一環としてですね、やっぱりそういうものを取り入れていただくと、こういうふうなことが私は大事なんだと思っているんです。

そこで、教育委員会にお伺いをしたいんですが、この事業についてのお考えは何か。代表が行けばいいということなのか、それともそういう要請があったから対応するということなのか、この機に平和行政を何とかしたいと、こういう希望で思っておられるのか、その辺について何か御意見がございませんでしょうか。

○高倉委員長 小川総合教育研究所副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

各学校におきましては、現在も社会科の歴史や公民、そしてまごころタイムや道徳といった中で全教育活動を通して平和の大切さを学んでいるところでございます。具体的には平和作文コンクールへの参加ですとか、戦争経験者の話を聞く集会、平和記念館や博物館等の資料を活用した平和教育などに取り組んできているところでございます。

また、今年度につきましては、教育委員会が主催しております少年の主張大会にあわせて平和を考える集いなども開催して、広島からの被爆体験者をお招きしての講演なども行いました。子どもたちも非常に熱心にその一言一言に耳を傾けていたところでございます。

今回こういった追悼式が催されるということもありまして、その平和教育というものをさらに推進していく上でもこの子どもたちが参加するということにつきましては非常に意味があるものと考えております。発達段階を考えた上でも中学生をターゲットとして参加していただくということは、後世にその話をまた伝えていくことを考えた上でも非常によいという判断で参加に同意したところでございます。今後も引き続き、当然福祉行政、それから、また平和行政を担当する部署とも連携を図りながら、子どもたちへの平和教育というものを積極的に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 回答はそうだと思うんですよ。私が言いたいのはね、中学3年生が参加するということは、学校の中で語る機会がわずか半年しかない。この人たちはもう受験生ですよ。私が言いたいのは、こういうところに参加することによって、読み聞かせがあったり、広島の方がおいでになってお話を聞いたり、これは当然ながら平和教育の中でやるべき仕事です。ただ、水戸市の戦争の悲惨さというのは、あの場所でしか、あの雰囲気ではか肌で感じないんですよ。そういうものを例えば中学1年生が参加する。そして、学校に残っている間、2年半の間にそういうものについて語り合う、そういう機会をつくっていくこと、これがやがて広島や長崎の被爆者の体験学習をしたり、いろんな方に話を聞いたりすることについてはプラスになるんじゃないかということを申し上げている。今回はもうこういうことでスタートしていますから、それは結構ですが、やっぱり僕はそこが十分検討される余地があるんじゃないかと、こういうことだけ申し上げておきます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 それでは質問させていただきます。私も先ほどの袴塚委員と同趣旨の立場になるんですけども、私自身が以前こちらの件を、委員会かな、本会議かな、質問させていただいて、ぜひ平和教育を義務教育課程の児童、生徒たちにも参加していただいたり、触れていただきたいというふうに述べた記憶があります。

それで、つい先日ですね、これは所管が別になりますけれども、語り部の想いをつなぐ集いという形で、ぴーすプロジェクトの中にあっと思うんですけども、そちらに私も行かせていただきました。そして、小さいお子様、小学生も参加して、親子連れで多くの皆様方に参加いただいていたということで——また、ちょっと話がそれますが、その戦争体験者の語り部の方の中に広島で被爆した方がいらっちゃって、その人はもともと予科練にいたらしいんですけども、何とNHK和歌山放送局がその方を追って、わざわざ水戸まで取材に来ていました。そういったことで、やはりそれぞれの地域における温度差というものもあるんだなというのを感じながら、ちょっと驚いたところもあったんですけども——質問に戻りますけれども、そういった中で私自身もやはりこういう平和教育というのは非常に重要であって、今年が戦後73年、そして平成最後の終戦記念日というふうにも言われておりましたけれども、やはりどんどん風化していってしまう。語り部ももうその方が亡くなってしまったら、思いが、体験史がとまってしまうというような状況でございますので、ぜひどんどん多くの方に参加していただきたい。

そこで、毎年10月の第1火曜日に多分開催しているんだと思うんですけども、まずこの日程というのは何か特別な理由があるのかお伺いさせていただいてよろしいですか。

○高倉委員長 小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えします。

県の戦没者追悼式が8月の下旬にございまして、その後水戸市の戦没者追悼式ということで、9月下旬から10月の初旬にかけてここ数年開催しているというようなことでございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 何かちょっと肌感で、私個人かもしれないんですけども、10月に入ってくると、何かそこぞ戦争の話題とかですね、戦没者関係の話ですとかというの、それ数カ月だけですけども、ちょっと風化というか、薄れた感じがしているところもあります。なおかつ高学年の小学生ですとか、また中学生を今後派遣していく。平和教育と結びつけてしっかりと伝承していく場として捉えるのであれば、これは提案にもありますけれども、やはり2学期が始まってからだに参加しづらいんだと思うんですよね。また土日でもなければ。なので、先ほどの説明であった2時半から30分繰り下げたというのは、その辺の計らいがあったんだと思うんですけども、それであればですね、これはもう次年度からの話にもなりますけれども、例えば夏休み期間中、県のほうはもちろんあってもいいですよ。あるけど、県のほうに参加する人が、水戸市の戦没者追悼式に参列する方の中でどれほどいるのか。遺族会関係の方がいらっしゃるかもしれないんですけども、私なんかは呼ばれてもいないしというところで考えると、水戸市は水戸市としてのスキームの中で適切な時期を探ってもいいんじゃないかと。そうすることによって今よりもハードルをちょっと下げて、子どもたちを派遣というか、教育の場に出すことができるんじゃないかと思うんですけども、その辺答弁があればいただければと思うんですけども。

○高倉委員長 小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

やはり子どもたちの参加を考えた場合には、夏休み期間中というのが参加もしやすいということだと思うんですけども、来年度につきましては既に会場の関係で、来年は特に国体とかが入ってしまっていて、そういう関係で来年もやはり10月の初旬あたりに会場を押さえてしまったということなので、再来年度以降の開催に当たって日程を調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 答弁いただいて、次年度に関しても計画的に進んでいるということで、公の箱を押さえる云々はこれからだと思いますけれども、事前調整ということで多分答弁いただいたんだと思うんですけども、やはり今の話の中での10月何日かんだでの当てはめではなくて、ぜひ柔軟性を持って、例えばどうしても8月15日の終戦記念日以降に戦没者慰霊祭とかを行うことが多いんですけども、例えば8月2日、水戸大空襲があった日とかですね、そういった日にち設定するのも水戸においてはあってもいいのかもしれないですし、いろいろな形で適切な日程をですね、教育のほうとも連携をさせていただいて、ぜひ次につなげる多くの子どもたちを含めての教育になっていけばと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、この件について終わります。

次に、この際、前回の委員会に引き続き、平成29年度水戸市社会福祉協議会事業報告及び決算について質疑を行ってまいりたいと思います。

初めに、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 前回の文教福祉委員会におきまして、小泉委員から御質問がございました社会福祉協議会における民間との連携についての御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

社会福祉協議会におきましては、民間との連携として、民間企業に賛助会員となっていただくとともに、障害者就労施設で育てた花苗などを店舗内の装飾用として購入していただくなど協力をいただいているところでございます。

また、NPO法人フードバンク茨城と連携し、食品ロスを削減することを目的に、各家庭で眠っている賞味期限内の缶詰やレトルト食品などの提供を受け入れる、きずなBOXを水戸市福祉ボランティア会館と南部老人福祉センターに設置し、御提供いただいた食料品を市役所三の丸庁舎内にある生活困窮者を対象とする自立支援相談室において訪れた相談者等に配布しており、昨年度は延べ100件の利用がございました。

以上でございます。

○高倉委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。これは事業報告及び決算について全体で。

小泉委員。

○小泉委員 ただいま前回の委員会の御説明をいただきまして、ありがとうございます。ぜひその民間活力導入、また連携という部分でですね、障害者施設でつくったクッキーとか、前にもお話ししましたけれども、茨城トヨペットさんでトヨペットカフェという形で、それをメインに取り扱っていただいて、イベントを行っていただいているというのもありましたので、ぜひ賛助会員の企業の方々をふやすことももちろんですし、また新たな取り組み等を広げていっていただきたいとも思っておりますので、また他市事例とかもあると思うんですね。ぜひそういったものも参考にしながらですね、お願いをしていきたいと思っております。

続いて、ちょっと数点だけ質問させていただきます。どうしても施設の老朽化等々があつて、その施設や設備に関してというのは役所のほうの取り組みなんですか、修繕等々にもなると思うんですね。去年でしたら、私の地元になりますけれども、長寿山荘のボイラーが壊れてしまって、一番の楽しみであるお風呂の施設が使えないということがあつて、何とか年度内に直していただいたんで、地元の利用者の方々も大変喜んだというのがありましたけれども、今現在はその施設の築年数等々はもう最初からわかっていると思いますけれども、老朽化ぐあいとか、また設備等々のふぐあいというのは、やっぱり社協は社協でその施設等々に関してはどう全部出しているような形になりますか。

○高倉委員長 小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

社会福祉協議会に指定管理として委託しております施設の修繕等につきましては、毎年度予算要求の中で社会福祉協議会からですね、いろいろ修繕箇所の要望とか、そういったものを受けまして、内部で検討しているところでございます。大規模修繕等については、今すぐそういったものは特には計画はございません。

以上でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 ぜひですね、費用もかかることなので、すぐというのは難しいところもあると思うんですけども、やはり壊れてしまつてからじゃ、やっぱりそこからサービス提供というのが滞ってしまう時期が

出ると。また、そこからの予算繰りというのも大変なところもあると思いますので、ぜひ計画的に連携してですね、社協に指定管理に出している状況もおうかがいしながら進めていただきたいと思います。

そして、もう一つがですね、こちらの事業報告書においても、何月何日に何をやったと、何名参加したという形で羅列をいただいているところなんですけれども、これらぜひ目標を高く持って、より多くの方々に参加していただいて、目的を達成していただきたいと思いますというふうに思うんですけれども、この日程調整部分というのは、社協以外の部分と連携したりとか、一応すり合わせをしたりとかということはありませんか。

○高倉委員長 小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 社会福祉協議会の事業の日程につきましては、社会福祉協議会のほうで関係する機関とか、関係する課などと調整しながら年間スケジュールを立ててやっているというのが現状でございます。

○高倉委員長 小泉委員。

○小泉委員 なぜそんな質問をしたかといいますと、社協に関係する、またその事業を行う関係各位との中の日程調整というのはもちろん図られているんだというふうに思うんですけれども、やはり地元とかを見てみてもですね、日程が重複してしまう。例えば別な高齢者クラブの集まりだとか、市民協の集まりだとか、また市の関係の集まりだとかという形ですね、どうしてもオーバーラップしてきてしまって、本来は日程がかぶっていなければ、ぜひ参加したいという皆様もいる中でですね、いや、今回は向こうへ行く。向こうにこの間行ったらから今度はこっちへ行くとかですね、結構高齢者も忙しいという御意見もいただいて、要はいろいろ役職をいただいている方等々はですね、というのものもあるみたいですので、そういう点も限られた土日ですとか平日の中だとは思いますが、例えば敬老の日近くは敬老会があるというのは誰しもが認識はしていて、わざわざそこに新しい日程をはめ込んでくる行事というのはそんなにないと思うんですよ。ですので、そういった形で、社協の中の各事業の中で目玉として、そして柱としてやりたい催しに関しては、ぜひもう少し広げて、関係する、さらに関係が出るところとの日程調整もすり合わせてですね、ぜひはめていただきたいと思います。一緒にずれることによって多くの方がもっと参加できるかもしれないというのがあると思いますので、ぜひそういったところもお願いしたいと思いますので、要望になりますけれども、そういった形で、ちょっと総論的な話をしましたけれども、よろしく願いいたします。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 事業報告書33ページにですね、障害者就業・生活支援センターということで、国と県から受託しております、今、小泉委員からもいろいろ話があったと思うんですけれども、この裏のほうの就労支援事業関係を見てもですね、ほとんどが知的障害を持った方に対する就業訓練ですとか、そういったものが主になっているんですね。ただ、この数値を見ると、知的障害者がもちろん圧倒的に登録者が多いんですけど、精神障害者の方も登録が2番目に多くて、在職中と休職中が大体半々ぐらい、そして基礎訓練中とあるんですけれども、こういった方々のいわゆる生活支援ないし就業支援の現状についてちょっと教えてもらいたいんですけれども、受け皿も含めて。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

障害者就業・生活支援センターにつきましては、国、県の事業で、それを社協が受託しまして実施している事業でございます。各障害者の方に登録をいただきまして、そこと事業所との橋渡し等を実施しているような内容でございます。障害者の就業者につきましては、ハローワークでも求職の事業所が求職登録をいただきまして、障害者の雇用の窓口を開設しているようなところもございます。そこで一般就労につながったケースにつきましては、障害者就業・生活支援センターで就労支援員が配置してございますので、そこをその就労支援員が一般就労につながった障害をお持ちの方のフォローをしているような事業を行うような形をとっております。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 今のが精神障害者の方々のあれですか。ごめんなさい、なぜこれを聞いたかといいますと、前もちらっと聞いたんですけど、恐らく、そもそもある程度水戸市でこの精神障害で障害者手帳というんですか、それを持っている方が400人と言いましたか、たしか。何が言いたいかといいますと、近年こういった方がふえている傾向にあるのかなと思ひまして、内容を見ると、知的障害の方に関してはある程度、もちろん十分ではありませんけれども、そういった対応をする施設ないしサービスがあるんですけど、精神障害者、ふえている方々に対してどういうふうに対策を行っていくのかなというところの観点で質問をしたんですが、その2点をお答えください。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

平成30年の4月から障害者の法定雇用率の対象にも精神障害者が含まれたような形もございますので、今後一般企業も精神障害者の雇用を進めていかなければならないという状況がございます。そういう意味で、これまでですとハローワークに主に身体障害者、知的障害者が障害者枠で求職登録をしていたんですけども、今後は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も企業側の求職に合わせまして求職登録を実施して、一般就労につながっていくような形がふえていくことが予想されます。それに対する支援をこの障害者就労生活支援センターのほうでより実施していく方向で今後動いていく形でございます。

○木本委員 水戸市で精神障害で登録している人は何人。

○平澤障害福祉課長 求職登録でございますか。精神障害者……

○高倉委員長 障害者として手帳を持っている方。

○平澤障害福祉課長 実際、精神保健福祉手帳は、昨年度末なんですけれども、1,929名の方がお持ちでございます。等級内訳は1級が178名、2級がふえまして1,101名、3級ですと650名という、合わせて1,929名の方々が精神保健福祉手帳を所持していらっしゃいます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、今言った精神保健福祉手帳というのは、精神障害者を対象に、1,929名いる中で、いわゆる就職を希望すると言えればいいんですかね、登録しているのが175名しかいない。ということは、やっぱり御本人の意思とか、実際働けないというのがあるんですけども、175名というのは大体

3級の方なのかな。1級、2級の方は正直もうそういうような段階の方ではないと。3級の方がある程度社会復帰が可能かもしれないということですか。そうすると、ここの650人の方に、今言った法改正に伴ってどれだけ受け皿がふやせるか。あとはもっと言うならば650人のうちの175人しかまだ登録がないということは、状況にもよると思いますけれども、その方々にどういうふうに必要な限りの社会復帰を促すかということが大変重要かなと思うんですけれども、そこら辺はこの650人に対して何かしらそういったアクションとかを起しているんですかね。

○高倉委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

こちらの障害者就業・生活支援センターにつきましては、やはり一般就労につながる部分もございますので、レベル的にはやはり少し高い状況にられる方々が登録されている状況がございます。やはりそこまで至らない方々は福祉的就労の場がございますので、こちらにも後半部分でのぞみ、はげみ、つどい、やはり身体障害ですとか知的障害が中心ではあるんですけれども、社協の施設に限っては身体障害、知的障害が中心ではあるんですが、同じ指定管理で社協ではないんですけれども、ひだまり、かさはらという精神障害に特化した就労系の施設がございますので、やはりそういった福祉的就労で対応されている方々が非常に多く含まれるということで、やはり一般就労を目指す方々ですと、この170名程度の数に絞られてしまうという現状がございます。

○高倉委員長 木本委員。

○木本委員 わかりました。何でこんな質問をしたかということ、近年ふえているということがありますんで、そういった、なってしまった方々が軽いうちにいかに社会復帰できるかという状況をつくっていくというのが1つと、あと、そもそも知的障害と違って精神障害は後発というかね、通常だった方がなってしまうということですので、やっぱりならないようにどうしていくかというのが大事かなと思いますんで、そこらの連携をぜひですね、しっかりとっていただいて、増大する福祉費に対してある程度合理性と効率性を持って行っていただきたいということを意見として述べておきます。

以上です。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

田中委員。

○田中委員 2つほどお聞きします。かなり細かい問題なんですけど、今回いただいている資料の平成29年度事業報告書のうち19ページに児童・母子福祉関係の事業がございまして、私はどういうものか認識していなかったんで聞くんだけれども、子ども遊び場危険防止柵設置補助というのがあって、ゼロ件となっていますが、ちなみに昨年度の実績を見ましてもゼロ件だったんですけれど、そういう制度があることそのものもよくわかってなかったんですけど、どういう場合に適用されて、また、あるいは知られてないからゼロ件なのかなという気もしているわけなんですけれども、何か御存じのことがあれば。わからないですか。じゃ、また後にします、これは。なしにします。後でまた私も調べたいと思います。

もう一つは、成年後見関係なんですけれども、37、38ページあたりに出ていますけれども、昨年度の報告書では、いわゆる定住自立圏域内の首長申し立てによる後見開始についての議論をずっとしてきて始

まったということなんだと思うんですけども、この実績の評価と申しますか、考え方はどういうふうに捉えていらっしゃるのかお聞きしたいと思うんですが、36ページから定住自立圏構想による事業として位置づけますよということになって、各自治体の受任件数が38ページに出ているわけですけども、去年は水戸市だけで3件、認知症が1件、知的障害者が2件というふうになっていますけれども、38ページを見ると、全体としては15件ですけども、水戸市社協としては7件となっています。これはたくさんふえればいいのかという単純な評価にはならないと思うんですけども、いずれにしても、職員3名を置かれてやっている中身として、上に審査の可否の結果の表なども出ていますが、どういう手続を経て、また認知が広がっているのかどうかという問題も含めて、評価と今後のあり方について市の考えをぜひお聞きしたいなというふうに思います。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

現在、今お話にありましたように、平成29年度末の受任件数というものは水戸市社協におきましては7件、また、ひたちなか市社協、東海村社協を合わせまして15件ということになってございます。たしか昨年度末は水戸市社協3件という受任件数だったと思いますので、今年度は若干ふえているというような形ではございます。

あくまで現在のところでは各市町村の首長申し立ての中で、特に弁護士などの専門性が必要とされないところを水戸市の社協で引き受けるという方向性でやっております。それに関しましては水戸市社協の受任審査会、メンバーは司法または社会福祉施設の施設長であるとか、学識経験者等から構成されています審査会ですけども、そこで審査を受けまして、一番上の審査が否になっていますところは、中身の審査をした結果、弁護士の方に専門的な見地から後見していただいたほうがいだろうという判断が出たものだと聞いております。

件数の進捗のほうなんですけれども、平成29年度水戸市社協としてふえたものは4件ということになってございますけれども、先進的に行っていますひたちなか市社協、東海村社協が現在も2件、6件ということですので、水戸市社協もそれなりに進んでいるのかなという判断ではおります。今年度に入りまして、水戸市でも首長申し立てはもう既に何件か出ておりますけれども、前年度末ぐらいから、後見の首長申し立てをするに当たりまして、今までは家裁に後見人の選定は全てお任せしていたんですけども、水戸市社協を後見人の候補として推薦するという1文をつけまして、水戸市で後見人の申し立てをするようにいたしまして、少しずつこれからも後見の受任はふえていくのかなと判断しております。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 ぜひ制度を周知して、利用をしたいという方への速やかな対応がかなうように社協とも連携してほしいと思うんですが、それに関連する事業として、42ページ、43ページなんですけれども、そこまではないのか、判断能力は不十分だし、親族の支援が得られない場合に福祉サービスの援助だとか、日常的な金銭管理を行うという事業もやっておられます。これについては平成28年度と比べて平成29年度はほぼ横ばい、126件が127件ということではありますが、一般的な認識としてはそういうひとり暮らし

しの高齢者だとか、認知症の方が増加傾向にあるので、そういった利用者というのもふえていってしかるべきなのかなとも思うんですけど、ほぼ横ばいです。この相談援助件数というのは43ページにありますけど、これは大分6,400件ぐらいから約7,700件と1,300件以上ふえているので、相談されるべき人の裾野は広がっているとかふえているのかなというふうにも思うんですけども、そういう点でこちらの体制も十分に確保しておく必要もあるのかなというふうにも思うんですが、この辺は大分相談がふえてはいますけれども、社協サイドからそういった体制面の問題だとか、あるいは相談の援助の傾向の中身の人の共有だとか、そういったところも大事なかなと思うんですが、その辺はどういうふうに取り組みまれているかお聞きしたいなというふうに思います。

○高倉委員長 小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの田中委員の日常生活自立支援事業のことなんですけれども、これについては県の社会福祉協議会より受託をして、社会福祉協議会が事業を行っておりまして、水戸市からもですね、補助金として約250万円ほど補助をしているところでございます。今年度については、県の補助もふえておりまして、その分嘱託の生活支援員などの増員などをしながらですね、相談件数に応じられるような体制を平成30年度は整えるような形で社協で進めているところでございます。

以上でございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 私も一度この事業について社協さんに聞いたことがあるんですけども、1人のケースに相談に乗るとですね、延べで相当な相談になるということで、非常にそういう意味では大変な事業ではあるということだと私は認識しております。そういう点ではぜひですね、ささやかな補助で社協が主体になってやっている事業なんだと思うんですけども、実はかなり重要な事業なんじゃないかなというふうに私は思いますので、そういう点では実情この相談件数が相当伸びているということを鑑みてですね、補助をふやすなり、体制面での相談に乗るなり、相談に乗る方が速やかに相談を受けることができるような体制を確保するように市としても考えていただきたいなというふうに要望を申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

○高倉委員長 田中委員、先ほどの子どもの遊び場危険防止柵についての説明は後ほどもらったほうがいいですか。

○田中委員 いや、いいです。

○高倉委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 単純な質問です。今相談件数が7,000件ぐらいになっているという中で、受任件数が今のところこういう状況だということについては、今田中委員さんが言ったように、人数の配置が思うようでなくて、成果に結びつかない。成果と言うべきかどうかわかりませんが、受任に結びつかないという状況なのか、それとも軽度な相談が多くて、受任に結びつかないということなのか、その辺はどっちなのでしょう。

○高倉委員長 小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

日常生活自立支援事業につきましては、認知症高齢者とか知的障害者、精神障害者など、判断が不十分な方に対して自立した生活が営めますように社協で支援をしている事業でございまして、昨年度は127名の方の相談を受けていたという実績がございまして。成年後見制度まで利用されるという方については、この中にはまだ含まれてないというようなこととございまして。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、今127名の方がそういうことで相談しているんだけど、受任には至ってないということなのか、それとも受任しなくてもいいという判断の中で今こういう結果になっているのか、この辺だと思うんですよ。私が言いたいのは、一般的に見ると、親戚に相談したり何なりということ、高齢者の財産が狙われていると。オレオレ詐欺と同じぐらいに狙われてしまっているという状況がある中で、この受任件数というのは余りにも低いんじゃないでしょうか。とすると、社協としてどういう努力——逆に認知症の方はなる前にやっぱり相談してなければ、認知症になってしまってからではだめなわけですよ。その辺をね、社協としてどういうふうに取り組んでいるのか、努力しているのか、ここがこの件数の少なさにつながっているんじゃないかなと思うんです。この辺についてどうなのかという疑問が1つあります。

それから、53ページの中に諸事業というのがあるんですけども、積立金があつてですね、約2億9,000万円ぐらい、これだけに特化して言えばね、積立金・積立資産明細書というのが68ページにあるんですけども、これは前期の期末と当期の期末が同じなんです、ほぼ横ばいで。これは貯蓄型で考えていらっしゃるんですか。それとも何か使う予定があつて、積立金にしているんですか。社協は財産を残す場所ではないということからすれば、この2億9,000万円の有効活用というのは、当然ながら事業の中で考えていくべきではないかというように思うんですが、これは何か目的があつて積み立てをしておられるのか、何なのかということがちょっと疑問になったものですから、お聞きをさせていただきました。

以上2点です。

○高倉委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの成年後見の相談から受任につながるかどうかというところについての質問にお答えいたします。

資料の事業報告書37ページに成年後見に関する相談件数の表がございまして。こちらは成年後見制度の利用支援という部分の事業で、昨年度421件の相談を受けてございまして。この中には成年後見制度の内容についてとか、役割もしくは申し立てをしたいんだけど、どんなふうにしたらいいのかというような相談が全部含まれているものでございまして。この相談の中には身内が申し立てをして後見人を立てるということも含まれております。現在のところ、社協が受任をしているというのは、申し立てる身内の方がいらっしやなくて、首長申し立てをしたという方に関してのみ今現在受けている状況でございまして、この相談と受任件数が必ずしもつながるものではございません。

以上でございます。

○高倉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それはつながらなくていいですよ。別に421件あったから421件受任しなくてはだめだよという話をしているんじゃないで、421件あるとすれば1%ですよ、受任しているのは。そうすると、やっぱり社協としての役割を果たして、県からも補助制度があり、水戸市からもお金を出して、そういう相談をされている。これについてはね、やっぱりもうちょっと相談者がふえたり、もうちょっと受任がふえたりという形にならないと、事業として成り立たないんじゃないですかと。例えば3人相談員がいてですよ、わずか10件ではね、幾らまめに相談していると言ったって、恐らく暇を持て余していると思う。その仕事もやっているのかもわからないよ。だけれども、一般的ないわゆる民間型の考え方からすればね、やっぱり仕事として成り立ってないのではないですかと。

そうすると、もう少し例えば社協として認知症で相談に来る前の方々の掘り起こしというか、社協がこういう事業をやっている、こんなふうなことができるんですよ、ですから、遠くにいる兄弟もしくは子どもに対して安心して管理して、終わればそちらに戻しますよというようなことがわかっているならば、もう少し相談の件数がふえるのかな。それが社協の役割なんではないかということ考えたときに、もともと社協さんね、この事業については足踏み状態なんだよ、考え方が。もともとが足踏み状態なの。だから、恐らく積極的におやりになるつもりはないのかどうかよくわかりませんが、でも、この数字から見るとそういうことがうかがえるので、やっぱり社協としてももう少し努力をしていただきたいということで申し上げているわけです。

〔「わからなければ後でいい」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 じゃ、ちょっと意見だけ言いますね。社協というのはもともと社会福祉事業ということで、貯蓄型の会社ではないはずですよ。ですから、金をためるとのことよりは、その期に集まったお金を有効にね、そういう該当する方々にお使いをする、もしくはそういうことを還元していく。そして社会福祉事業として成り立つということだと僕は思うんです。社協はやっぱり行政の中ではなければならぬという自覚があたりになるから、こういうふうなことになっているのかどうかわかりませんが、やっぱりもう少ししっかりした考え方でおやりになっていただきたい。

それと、もう一つ、最後にしますけれども、赤い羽根共同募金、それから歳末助け合い、これをおやりになっていますが、地域ではほとんどが社協の人がやっているわけじゃないですよ。地域ではほとんどが自治会とか、高齢者クラブとか、女性会とか、そういう方々が何かイベントのときに募金箱を持って歩いておられる。それで、その金を集めるのは社協なんだよ。これ本末転倒じゃないかと思うんだよ。だって、社協の事業としてやって、地域の社協に分配しているんだから。みずからの努力で集めるという気持ちがなかったらさ。人が集めた金を持って行って、それで分配だけ俺ら社協が扱うんだ。それは社協として敬老会とか、そういうものにお使いになっているので、決してそれが悪いとは言いません。悪いとは言わないんだけど、敬老会なんかにしても自治会とか女性会がお膳立てをし、買い物をし、そしてそういうふうな手紙を出したりですね、いろんな形の中で協力をしてやっているわけです。

ところが、地域の社協というのは、どうも活動が見えない。これは法律に守られているから見えないのか、それともやる気がなくて見えないのか、この辺は僕は社協の大きな課題だと思っているんですよ。ですから、この辺についてはしっかり行政機関として地域社協のあり方、活動の仕方、どういう活動を日ごろからして、

どういうふうな形の中で地域に根差しているのか、こういうこともチェックしていただく。もしくはきちんと指導していただく。こういうことは私は大事なだろうと。

これは事業の中で共同募金の分配事業なんて、それは事業じゃないよ。こんなもの。事業だなんて言っていること自体が間違っているよ、社協として。だって、よその人が集めてきたのを各地域の社協に分けるだけの話だよ。それはここに大見え切って分配事業なんて書いてあること自体が、もう社協さん、ちょっとずれているんじゃないですかということだけは言いたい。これは小山課長に答弁を求めても大変酷な話だから、求めませんが、だけれども行政は補助事業の中で社協にこの福祉事業のあらましをお願いしている。とすれば、大半が水戸市からの助成金でやっているわけですよ。そうしたら、やっぱり水戸市の考え方も踏襲しながら、この社協というのは運営していただかなければならない。そうすると、やっぱりここにはもう少し深く入って行って、認知しながらこの事業が本当に補助に当てはまるのかどうかということも精査しながら、やっぱり社協の改善を図っていただくということが私は大事なんだというふうに思いますんで、これは意見だけ申し上げておきます。よろしくをお願いします。

以上です。

○高倉委員長 先ほどの積立金はよろしいですか。

○袴塚委員 積立金はわからないんだよね。

○高倉委員長 はい。

袴塚委員。

○袴塚委員 先ほどから言っているように、水戸市の管理下にある社協なんだよ。それで、これは一課長が全部把握しろと言ったって無理な話。だからきちんと社協が来てね、自分たちの使ったお金を積明すべきだ、聞かれたことについて。ところが、社協はどうかの言うて来ないわけでしょう。聞き取り調査をして、できる範囲で僕は答えますよと言って、社協に使われてしまっている。こういうこと言っただけでも。だって、これね、社会福祉協議会の決算だよ。当然ながら社協はこの決算を出すということを決めた。最初、合併するときに。ただ、私たちはたとえ出捐金が社協に対してはゼロでも、水戸市の公金を私たち文教福祉委員会は予算としてお認めしているんでしょ。だったら皆さん方は報告義務があるんじゃないですか。そういった中で、文教福祉委員会、決算特別委員会には出たくないと言っているんだよ。当初からここにきた理由、ここでやる理由は決算特別委員会には出たくない。決算に報告する義務もないと。俺らは出捐金をもらってないから。じゃ、合併のときに事業団の補助金、要するに出資金を倍額して、50%以上出捐していれば決算報告の義務があるわけですから、じゃ、それやるべし、こういう話をしたら、社協は何としてもそれがのめなかつたんだと思うんですよ。それで最終的にその事業団に対する出捐金を水戸市に返還して、そして社協としてスタートしたわけだ。そうなったときに、じゃ、誰がこの我々が審議した予算を管理するのかという話になったときに、それはまずいと。それでは合併は認められないよという話の中で、それでは文教福祉委員会だけに報告しますよということになったわけ。

だから、社協に対してこの文教福祉委員会というのは非常に責任があるわけ。予算は審議する、決算は審議する。だけど聞いてもわからないと。こうなってしまうと、やっぱり本来であれば自分の使った金ぐらい、おまえ、報告に来いよと。予算だってあんたらどういう事業をやったこの予算が必要なのかというのは、あ

んたらが出てきて説明するのが本当でしょうと。私たち文教福祉委員会というのは、少なくとも私たちじゃなくて、私は文教福祉委員会の一員としてそう思いますよ。おかしいもの、これ。だから、社協に使われるのではなくて、社協は水戸市の1団体ですから、水戸市が委託している団体ですから、だから水戸市は管理する義務があるんですよ。だから、そこをやっぴり逆転しないように、もっと強い意識で社協を指導、育成する、こういう気持ちでおやりになっていただきたいというふうに思います。

積立金は、これ後で聞いておいてくださいよ。何でこれ積み立てしてるのか。こんなふうなお金をね。これ約3億円ですから。3億円のお金があれば、もっと何か前向きな事業ができるかもわからない。目的は積み立てですから、その目的のために使うんだ。それがなかったから使わないんだということになったとすれば、じゃ、ないならない、何も積み立てする必要ないんじゃないの。こういう考え方もあるんで、それについてはしっかりと精査をしていただきたいという意見だけ申し上げて終わりにします。ありがとうございました。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、この件について終わります。

次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

ないようですので、この件について終わります。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時18分 散会